

**令和3年度事業報告書**  
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

**I. 会員数（令和4年3月31日現在）**

1. 総会員数	149	正会員	117社
		賛助会員	32社・団体（企業24・団体8）
2. 入退会状況		入会	5社（正会員5）
		退会	6社（正会員3・賛助会員3）
		対前年度増減数	1社減

**II. 具体的事業**

**1. 訪問販売取引適正化事業**

**（1）事業者向け教育啓発事業**

**1) 各種教育啓発**

**イ. 自主行動基準関係**

**・自主行動基準の周知等**

自主行動基準の細則「通常、過量には当たらないと考えられる分量の目安」（以下「同目安」という。）は、特商法9条の2（著しい過量販売の解除等）等の規定の適切な遵守と、事業者にとって安定的かつ円滑な取引環境の醸成を目指し、消費者団体や学識者、行政の意見や考え方を反映しつつ当協会が会員の総意により作成したものである。しかし、著しい過量となる量的基準が定められていない法制度に対して、同目安をどのように活用すれば有効であるのか、消費者苦情の適切な解決の観点から、とくに消費生活センター相談員や企業の相談窓口担当者には、その点についての正確な理解が必要である。この趣旨を念頭に置き、本年度においても、訪問販売ホットライン担当者は、相手側に関係資料を提示しつつ丁寧な説明を心がけた。

また、本年度は、クレジット取引における加盟店による過量販売防止に向けた自主規制の強化の動きにあわせ、クレジットの関連団体等と情報交換の機会をもてたことも業界啓発活動の成果の一つといえる。

**・自主行動基準の改定－成年年齢引き下げへの対応－**

成年年齢の引下げが実施されると18才、19才の契約は未成年者取消しの保護の対象から除外されるため、当該年代を巡る消費者問題の増大が懸念されていた。こうした情勢を受け総務委員会では、業界全体の一層の健全な発展を期するためには、当協会が率先して自主的取組みの強化を図ることが重要であるとして、自主行動基準の見直しの検討に着手した。改正案をとりまとめ、理事会へ報告し、令和4年1月全会員へこれを周知し意見募集を実施した。ここでの意見を踏まえ最終案をとりまとめ、同年3月の理事会において承認され同年4月1日（一部規定は6月1日）より実施の運びとした。

改正の内容は以下の通りである。

<訪問販売企業の自主行動基準>

改正前	改正後
<p>3.            (1) 全般            ア～ク 略</p> <p>ケ 当該消費者の判断力不足を認識しながら、それに乗じて勧誘活動を行ってはならない。            (判断力の不足している場合の例: <u>老人</u>又は未成年者等で判断力が不足している場合、認知症、精神疾患又は知的障害等により、判断力が不足している場合等。)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 契約後の対応</p> <p>① 略</p> <p>②クーリング・オフへの対応(法定のクーリング・オフ要件を満たす場合)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 電話等(口頭)でクーリング・オフの申出がなされた場合、a. 後日紛争とならないように電話での申出記録を確実に残した上で手続きを取るか、b. 期間内に書面を発信するよう求めるものとする。bの場合、届いた書面の発信日が期間外であっても、電話での申出日がクーリング・オフ可能な期間内であったと客観的に認められる場合にはクーリング・オフとして処理する。</p>	<p>3.            (1) 全般            ア～ク 略</p> <p>ケ 当該消費者の判断力不足を認識しながら、それに乗じて勧誘活動を行ってはならない。            (判断力の不足している場合の例: <u>高齢者</u>又は未成年者、<u>成年に達したばかりの者等</u>で判断力が不足している場合、認知症、精神疾患又は知的障害等により、判断力が不足している場合等。)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 契約後の対応</p> <p>① 略</p> <p>②クーリング・オフへの対応(法定のクーリング・オフ要件を満たす場合)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 電話等(口頭)でクーリング・オフの申出がなされた場合、a. 後日紛争とならないように電話での申出記録を確実に残した上で手続きを取るか、b. 期間内に書面又は電磁的記録を発信するよう求めるものとする。bの場合、届いた書面又は電磁的記録の発信日が期間外であっても、電話での申出日がクーリング・オフ可能な期間内であったと客観的に認められる場合にはクーリング・オフとして処理する。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>この改正規定のうち、3(1)ケの規定は理事会の議決日(令和4年3月16日)より、3(7)②イの規定は令和4年6月1日より実施する。</u></p>

<連鎖販売取引に係る自主行動基準>

改正前	改正後
<p>3. (5) 6)取引の相手方として不適当と考えられる者への勧誘について 加入者が未成年、学生、成年被後見人・被保佐人・被補助人などビジネス活動を行う者として不適当であると考えられる者への勧誘を行わないよう、周知徹底を図るものとする。</p>	<p>3. (5) 6)取引の相手方として不適当と考えられる者への勧誘について 加入者が未成年、<u>成年に達したばかりの者</u>、学生、成年被後見人・被保佐人・被補助人などビジネス活動を行う者として不適当であると考えられる者への勧誘を行わないよう、周知徹底を図るものとする。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附則</u> <u>この改正規定は、令和4年4月1日より実施する。</u></p>

・令和3年 特商法改正への対応

令和3年6月16日に公布された改正特定商取引法により、クーリング・オフの通知方法は従来の書面による通知のほか電磁的記録（電子メール等）により発する方法でも可能となった。この改正規定の施行日の令和4年6月1日までに、関係事業者は従来の契約書面のクーリング・オフの告知文を改訂する必要性が生じた。

当協会では、改正法に則したクーリング・オフ告知文の作成例を作り全会員社へ配布し共有した。また、その際各社から事務局へ寄せられた問い合わせの内容をQ&Aとしてまとめ、これも全会員社と共有した。

なお、今後、令和5年6月までに契約書面等の電子化に係る改正規定が施行されることになっている。消費者庁はこれに備え第4条及び第5条等の書面の電子化実施にあたっての諸課題（1. 真意のある承諾の取り方、2. 電磁的方法による提供の在り方）の検討を行うため、令和3年7月に「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設けた。以後、実際の検討はワーキングチーム（前述の検討会委員3名により構成）に委ねられた。令和3年度中において検討会は1回。ワーキングチームの会合は7回開催され合計19団体のヒアリングが行われた。当協会は事務局長が検討会委員として出席し、また、第2回ワーキングチーム会合の際に他の2団体とともにヒアリングを受け、業界の実情等について意見陳述を行った。また、改正政令案に対する意見募集の際も当協会として意見書を提出した。

検討会及びワーキングチーム会合の開催経緯の詳細は21頁参照。

令和4年度ではワーキングチームの検討結果をもとに、検討会で議論がすすめられ最終的な取りまとめが行われることになっている。

ロ. 各種セミナー及び研修等関係

・ダイレクトセリング消費者志向経営フォーラム（後援：経済産業省）の開催

第1部では消費者志向を重視する経営をテーマに掲げパネルディスカッションを行い、第

2部では令和3年9月に選考した2社の消費者志向活動の表彰セレモニーを行った。なお、終了後に予定していた賀詞交換会を兼ねた懇親会（フードなし、飲物のみ提供）は、コロナ情勢の急変により急遽中止とした。他の行事については参加者の協力を仰ぎつつ感染症対策を実施し安全な開催に努めた。

なお、下記のパネルディスカッションの内容は、季刊ダイレクトセリング4月号に掲載し全会員で共有することとした。

#### 【第1部】 パネルディスカッション

日 時：令和4年1月14日（金） 14：40～16：05

場 所：明治記念館 若竹の間

方 法：オンライン併用

テーマ：消費者志向を重視する経営の重要性

参加者：81名（会場36名、オンライン45名）

概 要：

- ・開会の辞 （公社）日本訪問販売協会事務局（3分）
- ・開会挨拶 （公社）日本訪問販売協会会長 竹永美紀（5分）
- ・パネルディスカッション： （五十音順）
  - 経済産業省消費経済企画室長 降井 察治 氏
  - 柴田CSマネジメント(株)代表取締役・当会理事 柴田 純男 氏
  - 一橋大学名誉教授 松本 恒雄 氏
- 進行役：  
NACS消費生活研究所研究員 釘宮 悦子 氏

#### 【第2部】 ダイレクトセリング消費者志向優良活動表彰 表彰式（30分）

趣旨説明（5分）	事務局
受賞活動の発表及び表彰（15分）	会長及び事務局
受賞者の言葉（5分）	（株）ダスキン、日本シャクリー（株）
記念撮影（5分）	会長及び受賞企業

#### ・コンプライアンスセミナーの開催

本年度は感染症対策のためオンラインにより1回開催し87名が受講した。開催の概要は次の通りである。

開催地：東京

開催日：令和3年10月8日（金）

会 場：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：87名

内 容：

- ・開会 （公社）日本訪問販売協会専務理事
- ・特商法における訪販・連鎖の規制ポイントと処分事例（70分）

講師：消費者庁取引対策課 担当官

・企業における苦情対応とリスクマネジメント（90分）

講師：柴田CSマネジメント（株）代表取締役 柴田 純男 氏

・インボイス制度（適格請求書保存方式）説明会

開催日：令和3年 5月26日（水）

会 場：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：53名

内 容：

・消費税の仕入れ税額控除とインボイス制度の概要と課題

講師：（株）エフアンドエム アカウンティングサービス事業本部  
事業企画室長 松木 淳 氏

・改正特定商取引法等の説明会

開催日：令和3年 8月 6日（金）

会 場：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：103名

内 容：

・改正特定商取引法等の概要

講師 消費者庁取引対策課課長補佐 志賀 明 氏

※なお、上記の説明会には多数の参加希望者があったことから開催日以降の一定期間において当日の動画及び資料を会員専用ページに掲載した。

・改正個人情報保護法の説明会

開催日：令和3年11月24日（水）

会 場：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：100名

内 容：

・改正個人情報保護法の概要とポイントについて

講師：個人情報保護法保護委員会事務局 関口 朋宏 氏

〃 松本 英明 氏

〃 今 拓久真 氏

・ダイバーシティとSDGsを学ぶセミナー

開催日：令和3年7月26日（月）

会 場：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：36名

内 容：

1. SDGsにも繋がるダイバーシティ経営マネジメントのメリット

講師：柴田CSマネジメント(株) 柴田 純男 氏

2. SDGs我が社の取組み

講師：LVSインターナショナルジャパン(株)  
河野 愛 氏

#### ・環境問題とSDGsを学ぶセミナー

開催日：令和4年 1月24日(月)

会 場：(公社)日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：63名

内 容：

1. 気候変動と異常気象の現状と課題について

講師：国立環境研究所 地球システムリスク解析研究室 室長 塩竈 秀夫 氏

2. SDGsわが社の取組み

講師：マリオットインターナショナル アカウントディレクター  
日本グローバルセールス 勝野 由美子 氏

#### ・消費者相談担当者講習会

消費者問題委員会の企画立案により主に相談業務担当者を対象に第131回から第134回まで4回開催した。

各回の開催状況は次の通りである。

#### <第131回>

開催日：令和2年6月21日(月) 10:20~14:45

場 所：(公社)日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：18名

テーマ及び講師

1. 過量販売被害を考えるー東京都消費者被害救済委員会の事例からー(90分)

講師：東京経済大学現代法学部教授・弁護士 村 千鶴子 氏

2. 事例例研究ークーリング・オフ、訪販及び連鎖の書面ー(60分)

講師：高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

①新設浄水器のクーリング・オフと 既設浄水器の原状回復

②クーリング・オフ後、消費者が 原状回復しない場合の処理

③太陽光発電契約書面の「〇〇工事一式」という記載方法の問題点

④言われるままビジネス登録。概要書面は商品と共に送られてきたが問題はないか



## ニ. 電話法律相談会

本年度も下記の通り2回開催した。相談時間は1社あたり20分～30分。受付時間は13時00分～16時30分まで。会場は当協会事務所。相談の対象となる主な法令は特定商取引法をはじめ割賦販売法、景品表示法、薬機法、個人情報保護法のほか民法などである。例年、寄せられる相談には、法定書類の作成方法や解約案件解決の方針、マーケティングプランの変更に当たっての懸念事項など多岐にわたる。

回	開催日	回答者
第1回	令和3年 7月14日(火)	弁護士 高芝利仁氏
第2回	令和4年 2月15日(水)	同上

## ホ. 特定の商品等の懇談会

本年度は、次の通り特定商取引法研究会、広告表示研究会、住宅リフォーム懇談会を各1回開催した。また、特定継続的役務提供の業務を行う会員事業者の希望に応じ、当該事業者の傘下販売店を交え苦情防止を目的とする懇談会を1回開催した。

### ・特定商取引法研究会

#### <第18回>

開催日：令和3年11月17日(水) 14:00～16:00

場 所：(公社)日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：55名

テーマ：インボイス制度の影響と課題について

### ・広告表示研究会

#### <第18回>

開催日：令和2年 7月28日(水) 14:00～16:00

場 所：(公社)日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：45名

テーマ：広告を取り巻く行政・業界動向、食品の電話対応による説明時の留意点

### ・住宅リフォーム懇談会

#### <第1回>

開催日：令和3年 6月29日(火) 14:00～16:00

場 所：(公社)日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：4名

テーマ：消費者相談室で受け付けた苦情事例

### ・特定継続的役務提供の会員事業者懇談会

開催日：令和3年 8月26日(木) 14:00～16:00

場 所：(公社) 日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：10名

テーマ：自社の訪問販売を巡る苦情と防止について

#### へ. **ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定及び 関連調査の実施等**

本ガイドラインは令和2年7月10日に作成後、コロナ情勢の変化等に応じ迅速かつ適切な改定を進めてきた。本年度内は下表の通り3回の改定を行った。なお、ガイドラインの作成及び改定を行うに当たっては、経済産業省消費経済企画室（訪問販売及び通信販売の事業に関する同省担当窓口）を通じ、内閣官房の新型コロナウイルス等感染症対策推進室と調整を図ってきた。

本年度の改定の主な内容は次の通りである。

回	施行日	改定の目的	主な改定事項
1	令和3年 6月16日	国の業種別ガイドラインの作成基準の変更事項に準拠等	①感染リスクの高い5つの場面での注意喚起、②換気的具体例と乾燥への留意、③一定条件の下でハンドドライヤーの使用、④飛沫防止の亚克力板利用の推奨、⑤接触確認アプリ（COCA）等の利用の推奨 等
2	令和3年10月20日	デルタ株感染拡大等への対応等	①マスクの適切な着用、適切な素材の選択、②健康観察アプリの使用の推奨、③抗原簡易キットやPCR検査の活用の促進 等
3	令和4年 1月14日	オミクロン株感染拡大等への対応等	①事業所等の消毒に際しては厚労省HPを参照すること、②適切な空調設備による常時換気を行うこと、③CO2モニターの設置やフィルター式空気清浄機やサーキュレーターの併用の検討、④接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入の検討 等

なお、上記のガイドライン改定とは別にコロナ対応の一環として会員の動向を把握するための調査の実施及び職域接種への協力依頼を呼びかけた。

調査時期	調査名称	調査内容
令和3年 5月27日	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急調査（3回目）	中小企業庁が実施するセーフティネット保証5号による貸付対象業種として「無店舗小売業」を継続指定するか否かを検討する。
令和3年 6月 1日	新型コロナワクチンの企業による職域接種に	政府が新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種を推進・拡大す

	関するアンケート	るため医療資源(場所、医療従事者等)を持つ企業の現状把握を行う。
令和3年 6月11日	新型コロナワクチンの職域接種の申請開始のお知らせ	会員企業による職域接種(1000人以上×2回できる企業限定。自社の従業員及びその家族、関連企業、代理店や販売員も含め対象)の協力周知。

#### ト. 適正取引推進のための早期啓発関係

本年度において、消費者相談室で受け付けた280件の事例のうち相談者の申出からみて問題性があると考えられた事例は75件、うち会員に関わる事例は22件であった。このうち適正取引推進に資するため、トラブルの発生要因等の情報を共有し改善を促した会員企業は2社となる。社会情勢等にかんがみ、本年度は電話や文書、メール通知の通常対応に加え、オンラインでの面談等も実施した。なお、SNSや所謂マッチングアプリ等を活用した勧誘方法に関して、昨今、勧誘目的を隠した若年層のトラブル事例が懸念されることから、令和4年4月の成年年齢の引き下げを前に、改めて社内規定並びに法令遵守に係る教育体制について再点検・再整備を行うよう注意喚起文書等を発出した。

#### チ. 各種刊行物の作成頒布関係

本年度における各種刊行物の配布状況は次の通りである。

・標準カリキュラム教材	802部
・専門カリキュラム教材	801部
・特定商取引法ハンドブック	1829部
・早わかり特商法ガイド【訪問販売のルール】	2300部
・改正・特定商取引法10のポイント(訪問販売)	2300部
・改訂版・相談事例集	22部
・訪問販売ホットライン周知マグネット	60部
・訪問販売ホットライン周知チラシ	10000部

#### リ. 講師派遣関係(事業者向け)

本年度は1社2団体の依頼に応じ協会職員が講師を担当、適正取引促進の観点からオンラインで啓発を行った。テーマは、特定商取引法の概要、当協会のJDSA教育登録制度、訪問販売員教育指導者資格制度について等。

開催日	主催	テーマ等
令和3年 9月29日	(一社)日本新聞協会	訪問販売お断りステッカーについて
令和4年 1月20日	(株)綜研	業界を取り巻く諸情勢について
令和4年11月19日	野洲市役所	特商法(訪販)の概要ートラブルを起こさない組織をいかにつくるかー

#### ヌ. 事業活動に係る広報関係

##### ・季刊ダイレクトセリングの発行

広報委員会の企画立案により154号～157号の4回発行した。

配布先：会員企業、行政機関や全国の消費生活センター、消費者団体、メディア、都道府県商工会議所連合会及び三大都市圏商工会議所、建設許可行政庁（国土交通省・都道府県）

体裁：A4サイズ×12ページ

部数：合計約 8,000部

構成：特集記事、ダイレクトセリングQ&A、協会インフォメーション、名刺広告(夏と春のみ)等

号	月	特集記事 等
2021年春 (154号)	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省消費経済企画室長インタビュー 「協会の事業者啓発や販売員による地域見守りという地道な活動が消費者の評価に繋がる」 西川 奈緒 氏</li> <li>・設立40周年記念講演会 「いない人は一人もない」 国際ビジネス&amp;スポーツアナリスト タック川本 氏</li> <li>・ダイレクトセリングQ&amp;A 監修 弁護士 高芝利仁 氏</li> </ul>
2021年夏 (155号)	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で加速するソーシャルメディア、SNS活用そのメリットと注点 シエンプレ(株) 桑江 令 氏</li> <li>・暑中お見舞い広告 会員22社</li> <li>・ダイレクトセリングQ&amp;A 監修 弁護士 高芝利仁 氏</li> </ul>
2021年秋 (156号)	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイバーシティとSDGsを学ぶ 柴田CSマネジメント(株)代表取締役 柴田純男 氏</li> <li>・SDGs我が社の取組み マリーナベイ・サンズ</li> <li>・ダイレクトセリングQ&amp;A 監修 弁護士 高芝利仁 氏</li> </ul>
2022年新春 (157号)	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 年頭所感 会長 竹永美紀</li> <li>・第16回訪問販売協会(WFDSA)世界大会</li> <li>・経済展望-100前、5年前に見たような世界の上を行け 街のエコノミスト 高橋衛 氏</li> <li>・ダイレクトセリングQ&amp;A 監修 弁護士 高芝利仁 氏</li> </ul>

#### ・訪販協活動報告

本年度においても会員向け情報連絡誌として当協会の会議等の動向や行政動向等を紹介するため4回発行した。

#### ・ホームページの活用(会員企業の「CSR・社会貢献活動」と「女性活躍支援」)

本年度においても正会員企業の「CSR・社会貢献活動」及び「女性活躍支援」を紹介するページを継続して掲載した。趣旨は会員企業が実施している両活動等を当会ホームページで紹介することにより、ダイレクトセリング事業者への適切理解の一助とするためである。本年度の掲載募集は、令和3年6月23日の協会名文書を会員宛に送付し実施した。

前年の令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のための第1回緊急事態宣言と重なり、更新会員の約2/3が未回答となったため、活動内容の更新は回答のあった会員のみとして、両活動の一覧表の掲載は一時的に休止した。

本年度での調査の結果3月末時点で集計した掲載数は「会員企業のCSR・社会貢献活

動」は4社減の29社、「会員企業の女性活躍支援」は2社増の16社となっている。

なお、協会ホームページで紹介している会員の各活動概要は、会員会社の該当するホームページにリンクする仕組みになっている。

<関係ページのバナー>

<p>○ 会員企業のCSR・社会貢献活動 参加企業数29社</p> 	<p>○ 会員企業の女性活躍支援 参加企業数16社</p> 
---	--

### ・改正特定商取引法の周知

令和3年6月16日に公布された改正特定商取引法（以下「改正法」とい。）の内容を会員各社へ文書告知及びホームページ等を通じ周知した。また、改正法の公布後、消費者庁が実施した省令改正案への意見募集については令和3年11月9日付のFAX文書により会員各社へ周知した。

改正法の概要は下表の通りである。

<p>1. 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化</li> <li>・上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設</li> <li>・通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止</li> <li>・上記の誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加</li> </ul> <p style="text-align: right;">公布日：令和3年6月16日 施行日：令和4年6月1日</p>
<p>2. 送り付け商法対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（現行では消費者が14日間保管後処分等が可能→改正後は直ちに処分等が可能に）</li> </ul> <p style="text-align: right;">公布日：令和3年6月16日 施行日：令和3年7月6日</p>
<p>3. 消費者利益の擁護増進のための規定の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に</li> <li>・事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に</li> <li>・外国執行当局に対する情報提供制度の創設</li> <li>・行政処分の強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">公布日：令和3年6月16日 施行日：一部規定を除き令和4年6月1日</p>

## 改正省令の変更事項

訪問販売等における契約書面等の記載事項の追加	契約等に際して消費者へ交付が義務づけられている契約書面等のクーリング・オフに関する記載個所について、その解除通知の方法として「書面又は電磁的記録でもできること」に変更 施行日：令和4年6月1日
------------------------	---

## ル. eラーニング教材の作成及び活用

正会員（1社）からの依頼により、販売員向けの教育動画を作成し教育用教材として活用した。内容は特定商取引法の訪問販売及び連鎖販売取引の規制の概要等で講師は協会職員が担当した。動画はデータで提供し、同社WEBサイトの社内ページで閲覧者及び視聴期間を限定、同社の販売員等を対象とするeラーニング教材として活用された。

## 2) 訪問販売員教育指導者資格制度

企業内における販売員教育体制の中核となる指導管理者に対する資格認定制度を実施した。受講者は「特商法」、「指導管理者に必要な事項」の講座を受講後に筆記試験を受け、合格者には協会から「訪問販売員教育指導者資格証」を交付した。合格基準は100点満点中70点以上を取得し、かつ、特定商取引法に関する問題について誤答が2問以内とした。本年度も前年度と同様、東京2回、大阪・福岡各1回（再受講は東京2回、大阪・福岡で各1回）を実施し、180名の受講者のうち92名（再受講者を含む）が合格した。これで本制度創設以来、合格者は合計4,474名となった。なお、本年度においてもコロナウイルス感染症の対策を適切に実施し開催した。

各地区の受講状況及び本年度における最終の合格率は以下のとおりである。

### <資格講座の受講状況>

- a. 東京（1回目）開催日：令和3年12月 1日（水）  
場 所：ワイム貸会議室四谷三丁目 受講者数：35名（欠席0名）  
（2回目）開催日：令和3年12月 3日（金）  
場 所：ワイム貸会議室四谷三丁目 受講者数：63名（欠席1名）  
（再受講1回目）開催日：令和4年 2月 2日（水）  
場 所：ワイム貸会議室高田馬場 受講者数：25名（欠席0名）  
（再受講2回目）開催日：令和4年 2月 3日（木）  
場 所：ワイム貸会議室高田馬場 受講者数：41名（欠席0名）
- b. 大阪 開催日：令和3年12月 9日（木）  
場 所：大阪コロナホテル 受講者数：60名（欠席0名）  
（再受講）開催日：令和4年 2月 9日（水）  
場 所：大阪コロナホテル 受講者数：42名（欠席0名）
- c. 福岡 開催日：令和3年12月17日（金）  
場 所：福岡朝日ビル 受講者数：22名（欠席1名）  
（再受講）開催日：令和4年 2月16日（水）  
場 所：福岡朝日ビル 受講者数：13名（欠席0名）

<合格率> 受講者数：180名、合格者数：92名（合格率：51.11%）

### 3) 訪問販売員登録制度（「JDSA教育登録制度」）

本制度は、教育啓発を通じて販売員の資質の向上を図り、訪問販売取引の公正・適正化に資することを目的に当協会創設当初から実施しているものである。平成25年度から、内容及び運用の見直しを行い、新たな制度として再スタートしている。正会員に対して標準となる教育カリキュラムを示し、正会員は当該標準カリキュラムに準拠した社内教育の内容を盛り込んだ教育計画書を作成・提出して事務局の承認を受け、承認された計画書に沿って販売員教育を実施して試験(評価)に合格した販売員を当協会に届け出る（協会に登録することとしている。令和4年3月末現在の登録者数は41社440、557名となった。前年度比では社数は1社減1社増で変わらず、コロナ禍の影響も受けてか人数は微減となった。

### 4) 第1回 ダイレクトセリング消費者志向優良活動表彰

制度創設後初めての事業である。募集は令和3年4月12日に開始し8月に終了。その後、優良活動表彰選考委員会（委員長 松本恒雄氏）を令和3年9月13日に開き、下記の正会員2社の活動を対象候補として選考し理事会で承認した。表彰式及び公表は令和4年1月14日に開催したDS消費者志向経営フォーラムにおいて行った。

#### ○ 選考委員

(敬称略・五十音順)

委員	所属
大森 俊一	公益社団法人日本訪問販売協会 専務理事
岡田 ヒロミ	消費生活アドバイザー
釘宮 悦子	NACS消費生活研究所
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
松本 恒雄	一橋大学名誉教授、元独立行政法人国民生活センター理事長

#### ○ 表彰の対象となった消費者志向活動

(株) ダスキン	
申請活動名	学校教育支援活動
申請する活動の種類	1. 販売員等に対する教育に関連する活動 2. 苦情対応に関連する活動 3. 消費者啓発等に関連する活動 ④ 消費者・社会の要望を踏まえた改善等に関連する活動 5. 上記のほか適切な消費者取引を促進する活動
活動期間	2000年4月から現在まで。
活動の目的	未来を担う子どもたちに、 ① 「掃除の必要性」「掃除の大切さ」を伝えたい。 ② 掃除の基礎基本を学び、掃除を通して、ゴミの捨て方や環境のことも考えられるようになってほしい。 ③ 掃除に取り組むことで 子どもたちのもっている内なる力を伸ばしたい。そして、子どもたちが大人になって「健康な心が育つ場」としての住まい作りができるように、今から必要

	な知識や習慣を身に付けてもらうことを目的とする。本部と加盟店が共に取り組む社会貢献活動として実施。
活動の具体的内容	<p>同社の事業の中核である「掃除」を通して社会に役立つ企業でありたいという願いを込めて、「ダスキンお掃除研究所」が中心となり、学校教育の現場において、掃除に関するさまざまな活動を社会貢献活動の一環として実施。</p> <p>① 教員向けセミナー： ダスキンオリジナル学校掃除教育プログラムで、学校掃除に関する基礎知識や指導方法などをお伝えする。目的に合わせた3コースを用意している。子どもたちの力を伸ばす学校掃除について考える。</p> <p>② 出前授業： 小学生対象に、「掃除をする意義」「掃除用具の使い方」「掃除の手順」を伝える。子どもたちが家庭生活の中で掃除について、あらためて考えるきっかけになり、掃除への興味、関心をもち、掃除の大切さを理解してもらう授業である。</p> <p>③ 教育支援カリキュラム： 教員が掃除指導に活用できるカリキュラムを無償提供</p>
講評	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動全体が子どもの力を伸ばすということに直結しており、教育機関との親和性が高いように感じる。</li> <li>・このような活動は教育現場の協力が必須となるので、現場を巻き込んで制度の運用ができていた点は高い評価を受けるべきだと考える。</li> <li>・出前授業については、本部と訪問販売を行っている加盟店がともに取り組んでいる活動である点が素晴らしい。</li> <li>・リーダーの育成や、地域での有益性を大切にしながら輪を広げていくことができるような良い仕組みであると考えます。</li> <li>・自分の子供の頃にこの授業があればぜひ受けたかった。</li> <li>・コロナ禍を踏まえたこれからの学校清掃として「衛生」を意識した清掃を提案している話があったが、“洗剤”を通しての衛生教育（選び方や組み合わせなど）は消費者教育の代表例であると思う。</li> <li>・教育現場から要望の高いオンライン授業に関しても現在制作、検証中とのことで、今後の展開についても更に一歩進んだ活動になることを期待したい。</li> </ul>

日本シャクリー（株）	
申請活動名	① 無条件返品応諾制度、② 特別契約解除制度
申請する活動の種類	<p>1. 販売員等に対する教育に関連する活動</p> <p>2. 苦情対応に関連する活動</p> <p>3. 消費者啓発等に関連する活動</p> <p>4. 消費者・社会の要望を踏まえた改善等に関連する活動</p> <p>⑤ 上記のほか適切な消費者取引を促進する活動</p>

活動期間	1995年7月から現在まで。
活動の目的	消費者、会員登録者の不利益を撲滅し、その利益や特典の保護を徹底するため。
活動の具体的内容	<p>① 一般消費者・メンバー（愛用者会員）登録者の製品購入に関する返品・交換・返金はいつでも「無条件で100%」応じることを保証している。（無条件返品応諾制度）</p> <p>② また、ディストリビューター（ビジネス会員）登録者の解約返品受付期間を法定の4倍となる「12カ月」に設定し、消費者が安心して契約できる環境を整えている。（特別契約解除制度）</p>
講評	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に商品を届けるという流通形態の一つとして、連鎖販売取引という形で健全にビジネスを行っている良い例であり、お手本のような印象を受けた。</li> <li>・ヒアリングを受けていただいた社長の言葉からも“顧客の安心”を大切に考える気持が強く感じられ、このような思いが会員との信頼関係構築に繋がっていると感じた。</li> <li>・無条件返品応諾制度について、実際には利用されている実績が殆ど無いということで、消費者や会員は納得して商品を購入し、満足している状況にあることが感じられる。</li> <li>・制度の利用実績の有無ではなく、企業側が制度保持を続けることに意味があると考える。</li> <li>・また、特別契約解除制度に関しては、訪問販売協会の自主規制に先駆けて同様の制度を導入していた点を評価できる。これは、当時から消費者志向の意識を持ってビジネスを行っていたということになる。</li> <li>・今回の受賞をきっかけに、これらの制度が世間により広く周知され、業界の健全な発展に寄与することを期待したい。</li> </ul>

## （2）不当な訪問販売に係る審査事業

本年度は相談室等での事前対応で止まり審査の該当事例はなかった。

## （3）消費者向け啓発事業

### 1）消費者啓発資料の作成配布

不当業者の勧誘等によって生じるトラブルの防止に資するための啓発資料を本年度も引き続き全国の消費者関係機関等の協力を得て一般消費者へ配布した。また、本年度末において、住宅リフォーム訪販の苦情増大への対策として「住宅リフォームの訪問販売について」リーフレットの改訂版を作成発行した。配布は次年度より行う予定である。

名称	配布枚数
「知っ得！！納得！？訪問販売」（A4判・三ツ折）	2472部
登録証をお持ちですか？ステッカー	1382枚
20代+これから成人を迎える皆さんに聞いてほしい話（B5判・8頁）	15157部

## 2) 啓発会議や講座等への参加・講師派遣（対象：消費者・消費生活相談員）

地方自治体等が主催する各種講座に希望に応じ講師を派遣した。各種講座の対象は消費生活相談員や啓発リーダー、一般消費者等で、テーマは特商法と当協会の自主的取組み、苦情事例、苦情防止の方法などである。

本年度の各地区の啓発講座等への講師派遣の状況は次の通りである。なお、開催方法はオンライン開催を含む。

開催日	主催	名称	対象
令和3年 6月18日（金）	山口県消費生活センター	相談員研修	相談員
令和3年10月26日（火）	加西市役所	消費者講座	消費者
令和3年11月25日（木）	福井市役所	暮らしの講座	消費者
令和4年 2月 5日（土）	高知県消費生活センター	相談員研修	相談員

## 2. 消費者苦情等問題解決及び被害救済事業

### 1) 消費者相談の受付・解決

#### イ. 電話相談

「訪問販売ホットライン（消費者相談室）」において、消費者及び全国各地の消費者相談窓口からの訪問販売や連鎖販売取引に関する相談（いわゆる苦情や問合せを含む）を受け付け、これに必要な助言及び調査等を行いその適切な対応に努めた。また、事業者からは、自社が受け付けた消費者苦情の対応方針や関連法規の解釈等に係る相談を受け付け、必要な助言や情報を提供するにあわせて啓発等も行った。並行して、自治体（消費生活センター等）からの当協会の自主規制制度や（消費者及び事業者に対する）啓発活動等の各種取組について問われた際は、その正確な理解の促進にも努めた。

令和3年度の相談受付件数は280件で、前年度比86.7%となった。会員企業に関する相談は65件で全体の23.2%におよび、相談総数の減少幅を考慮すれば、前年度（74件・22.9%）より微増したとも言える。

毎年、会員企業に係る相談が一定数生じるのは、消費者の利便性向上等の目的で、契約書面や商品カタログ、各種宣伝媒体に当協会相談室の連絡先を自社相談窓口と併記する会員企業が増えていることも少なからず関与しており、申出の7割弱は問題性を含まない、単なる問合せや情報照会が占める。

尚、当相談室では、苦情の再発防止に資する趣旨から、寄せられた消費者の声を基に、相談事例毎に（当該事例が生じた）原因を検討し、「問題性の有無」を判断している。個々の事例に法的視点を軸に設定した問題性の濃度を表す点数（0点～10点）を付け、問題性が有る事例についてはより詳細に内容を検証し、当該問題について分析を行っている。この結果は、協会全体における健全な取引を推進するべく、四半期毎に定期発行している「相談室レポート」等にまとめ、会員へ周知している。

本年度に対処した相談のうち、「問題性あり」とした事例は75件、「問題性なし」の事例は205件だった。割合にすると「問題性あり」の事例は前年度（18.0%）を上回る全体の26.8%を占めた。商材別に見ると、「問題性あり」の事例が最も多かったのは「住宅リフォーム関連」（前年度1位）で、2位「教材（含指導付）」（同3位）、3位「寝具一般（含リフォーム）」（同5位）と続き、前年度2位だった「健康食品」は5位に下降した。問題の発生要因で分類した場合、「消費者志向に関する問題」が前年度同様に多くを占めたが、他にも「誘

引に関する問題」や「勧誘行為に関する問題」、「説明に関する問題」の増加も目立った。

相談を契約当事者の年齢で区分すると、高齢者層（60歳以上）の契約が41.9%と多くを占めたが、前年度（44.2%）に比べれば若干減少傾向を見せた。契約当事者本人からの申出は前年度（72.3%）から更に増えて76.8%におよび、高齢者層の契約に関しては、親族に加えて、例えば福祉関係者といった当事者と血縁関係にない第三者から相談が寄せられる例も散見された。

上記、令和3年度に受け付けた相談の概要は別途発行のレポート（ホームページにも掲載）を参照。

## ロ. 相談情報の活用

「訪問販売ホットライン（消費者相談室）」に寄せられた相談事例は全て記録・保管し、統計情報及び内容や問題性の分析結果等を纏めた内容を季報等の定期レポートやホームページで公表したことに併せて、消費者啓発の講座等で使用する資料にも活用して消費者苦情の再発防止等に努めた。

また、事業者対象の各種講習会や研究会等において使用する資料についても、実際に「訪問販売ホットライン」で対処した相談事例を用いることで、より具体的且つ時宜にかなった話題を提供し、実務に即した、参加者に有益な催しとなるよう配慮した。

また、個々の会員からの要望に応じて相談情報等を報告書に纏め、当該会員とも共有することで、同種トラブルの早期解決及び未然防止等、消費者対応における体制の強化に繋がった。

## 2) 消費者取引紛争処理（ADR）

当協会には、消費者相談室で解決できない紛争案件を、「消費者苦情検討会」又は「消費者取引紛争処理委員会」にかけ、迅速かつ公平な解決を図る制度（ADR）を設けている。本年度においても消費者相談室での対応により解決をみたので同制度に基づく該当案件はなかった。

## 3) 訪問販売消費者救済基金事業

本事業は、会員事業者と消費者との間で訪問販売により締結した契約の解除等を行い、既払金の返還を請求した消費者に対して、正当な理由なくその金銭が返還されない場合に、当該消費者に当協会が一定の金銭を給付するという当会の自主的制度である。

本年度においては、元正会員のジャパンライフ社（平成27年10月5日退会）が会員であった時期に、同社と訪問販売により契約を締結したとする消費者等から寄せられた申請書類及び申請内容の確認作業等を行うとともに、消費者救済に係る審査委員会へ審査の付託を行った。

## 3. 関係機関との連絡調整及び業界実態の調査統計事業

### 1) 行政、内外関係機関等との連絡調整及び施策研究事業

- ・特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会ワーキングチームのヒアリング  
(消費者庁等)

消費者庁は、令和3年6月16日に公布された改正特定商取引法等における交付書面の電子化について、その承諾の取り方や提供方法を検討するため、特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会及びこれを実質検討する機関としてワーキングチーム（以下「WT」という。）を立ち上げた。WTでは、実情把握を目的に事業者団体や消費者団体、弁護士会等の19団体を対象にヒアリングを実施。当協会は令和3年9月27日にヒアリングを受け、業界の立場から意見を述べた。

意見の概要は次の通りである。

- ・デジタルが苦手な消費者や電子交付を望まない消費者に対して電子交付をされてしまうことが問題となる。
- ・上記のことを防ぐことができればトラブルの発生リスクは相当低くなるのではないか。
- ・電子交付の承諾を紙で取る方法はデジタルが苦手な方でも容易にできるため、むしろ事故が起きやすいのではないか。
- ・承諾を得る方法は、技術的にデジタルが苦手な方では承諾まで行きつかない方法が有効ではないか。
- ・クーリング・オフの起算点の解釈を明確にしてほしい。その上で実際の提供方法が検討可能となる。
- ・電子交付の運用指針、ガイドライン等を示してほしい。

#### ・訪問販売お断りステッカー等による訪問勧誘規制の検討に係るヒアリング（京都府）

京都府は、悪質な事業者による訪問勧誘から消費者の保護強化を図るため、いわゆる訪問販売お断りステッカーと条例運用等により「招請要請のない訪問勧誘禁止規制」の導入を検討しようとしている府の審議会の意向を受け、関係業界へのヒアリングを実施している旨の連絡があり、当会では令和3年5月13日（木）にオンラインによりヒアリングを受けた。この行政施策の考え方は、「訪問販売お断り」と記載したステッカー等を住居の玄関等に貼付している住民は、すべての訪問勧誘に対し拒絶の意思を表明しているものとして、断りなく訪問勧誘する行為を不適正取引方法の一類型として条例に規定し禁止しようというものである。

当会から主張した主な意見は次の通りである。

- ・訪問販売業は多様であり、生命保険や銀行などの金融機関が行う訪問販売、あるいは放送や通信契約、百貨店が行う外商などの特商法が非適用となる訪問販売もあるので当会の意見聴取だけでは関係業界全体の実情把握はできないこと。
- ・地方公共団体がその条例等を運用して行うステッカー規制は、訪問販売により生計を立て当該行政区域において適切に納税義務を果たす市民及び事業者を含む広く善良な者が行う訪問販売を一律に禁止するものであるから、その者の生活と事業基盤に及ぼす影響、とりわけ零細事業者の新型コロナウイルスに伴う経営悪化に拍車を掛けることが懸念されること。
- ・一方、訪問販売という呼称は、流通業における店舗販売や通信販売と同じく単に小売形態の一類型を表わすものであり、小売訪販そのものを否定し禁止する条例の制定は関係業界にとって重大な政策決定がなされたものと受け止められること。
- ・行政機関が訪問販売業は悪いものという意識を市民に根付かせてしまう恐れがある。通

常の訪問販売をしている良識ある事業者が社会から排除されるような行政施策はある種の職業差別ともいえること。

- ・訪問販売の問題で、特に高齢者との間で重大な問題を起こす商材や事業者はほぼ特定できる。そこに特化し業界と行政が連携し実効性のある啓発活動を実施すれば苦情を減らす有効な手段となり得る。

#### ・被災地支援ベルマーク収集活動（ベルマーク教育助成財団）

被災地支援ベルマーク収集活動は、協力会員が収集したベルマークを年度末に協会に集約し、協会を通じて(公財)ベルマーク教育助成財団に寄贈する形で行っている。本年度も収集協力会員が6社あり、当協会収集分と合わせて「被災地支援用」と指定して(公財)ベルマーク教育助成財団に送付した。



この活動は、2014年度に東日本大震災被災地を継続的に支援する取組みとして開始、現在は被災地を限定せず支援する活動として会員社の協力と支援を得て継続的に取り組んでいる。

## 2) 行政機関主催の審議会等への参加

国及び自治体等が主催する審議会等に当協会の役職員が委員又は参考人等の立場で出席し意見を述べた。本年度において開催された委員会等は次の通りである。

### イ. 消費者庁

#### ・特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会

消費者庁は、令和3年6月16日に公布された改正特定商取引法等における交付書面の電子化について、その承諾の取り方や提供方法を検討するため、特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会（以下「検討会」という。）を立ち上げた。委員には弁護士や消費者団体、事業者団体、デジタル分野の専門家等11名が就き、これにオブザーバーとして経済産業省が出席した。当協会からは事務局長が委員として出席。発足後、検討会は令和3年7月30日に初会合を開き、今後の運営及び進め方、スケジュール等を決定した。この決定を受け、検討会の委員のうち3名（弁護士2名、法科大学院教員）からなるワーキングチーム（WT）を設け、実質的な検討に入った。WTは令和3年8月24日の初会合から翌3月までに7回の会合を開き、この間に消費者団体や事業者団体、弁護士会など計19団体に対してヒアリングを行った。

検討会及びWTの開催状況は次の通りである。

#### <第1回検討会>

日 時：令和3年7月30日（金）

場 所：中央合同号庁舎4号館（オンライン開催）

テーマ：

1. 検討会の運営について
2. 今後の進め方について

### <第1回WT>

日 時：令和3年8月31日（火）

場 所：中央合同号庁舎4号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の3団体のヒアリングが行われた。

（一財）日本消費者協会、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、主婦連合会

### <第2回WT>

日 時：令和3年9月27日（月）

場 所：中央合同号庁舎4号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の4団体等のヒアリングが行われた。

（公社）全国消費生活相談員協会、（公社）日本訪問販売協会、高芝法律事務所、日本弁護士連合会

### <第3回WT>

日 時：令和3年10月27日（水）

場 所：中央合同号庁舎4号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の3団体のヒアリングが行われた。

（一社）日本経済団体連合会、（一社）全国消費者団体連絡会、（独法）国民生活センター

### <第4回WT>

日 時：令和3年11月25日（木）

場 所：中央合同号庁舎4号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の2団体のヒアリングが行われた。

（一社）新経済連盟、（NPO法人）消費者支援機構関西

### <第5回WT>

日 時：令和3年12月21日（火）

場 所：中央合同号庁舎4号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の3団体のヒアリングが行われた。

（一社）ソフトウェア協会、（NPO法人）京都消費者契約ネットワーク、（NPO法人）消費者機構日本

### <第6回WT>

日 時：令和4年2月15日（火）

場 所：中央合同号庁舎 4 号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の 2 団体のヒアリングが行われた。

（一社）日本リユース業協会、日本司法書士会連合会

### <第 7 回WT>

日 時：令和 4 年 3 月 3 日（木）

場 所：中央合同号庁舎 4 号館（オンライン開催）

テーマ：

下記の 2 団体のヒアリングが行われた。

全国消費者行政ウォッチネット、(株)川口設計

## ロ. 神奈川県

### ・悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言団体懇談会

神奈川県は、県内の訪問販売取引の適正化を図る取組として、「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」のもとに関係団体を招集し懇談会を主催するなど活動を続けている。本年度は 3 回開催された。

<宣言団体>

（一社）全日本冠婚葬祭互助協会、神奈川県ケーブルテレビ協議会、神奈川県新聞販売組合、京浜新聞販売組合、（公社）かながわ住まいまちづくり協会、神奈川県生活協同組合連合会、（一社）生命保険協会神奈川県協会、（公社）日本訪問販売協会

<令和 3 年度 第 1 回>

日 時：令和 3 年 1 1 月 9 日（火）

場 所：かながわ県民センター

議事概要：

1. 消費者トラブルの発生状況等について
2. 宣言の効果測定の方法について

<令和 3 年度 第 2 回>

日 時：令和 4 年 2 月 2 1 日（月）

場 所：書面会議

議事概要：

1. 宣言の効果測定の方法について
2. 新たな団体の加入について

<令和 3 年度 第 3 回>

日 時：令和 4 年 3 月 2 2 日（火）

場 所：書面会議

議事概要：

1. 宣言の効果測定の方法について
2. 啓発ツールに係る要望について

## ハ. 千葉県

### ・千葉県消費者行政審議会

千葉県知事の諮問機関として各界の代表委員13名で構成されている機関である。当協会は、商工会議所、チェーンストア協会、全農とともに事業者側の委員として参加の要請を受け専務理事が出席している。本年度は1回開催された。

#### <令和3年度 第1回>

日 時：令和4年1月13日（木）

場 所：ホテルプラザ菜の花

議事概要：

1. 令和2年度消費生活相談について
2. 第3次消費生活基本計画に基づく主な事業の取組状況について

## ニ. 横浜市

### ・第13次横浜市消費生活審議会等

消費生活審議会は市民、業界団体、消費者団体、大学教員、弁護士など17名の委員で構成され、消費生活をテーマに検討を進めることを目的に市長の諮問機関として設置されている。同市の要請を受け当協会の専務理事が委員として参加している。

本年度は次の通り3回開催された。

#### <第2回>

日 時：令和3年5月28日（金） 10:00～12:00

場 所：横浜市庁舎

議事概要：

1. 令和3年度横浜市消費者教育推進計画について
2. 緊急時における消費生活相談の状況について
3. 第12次審議会意見書に基づく取組報告について

#### <第3回>

日 時：令和3年10月29日（金） 10:30～12:00

場 所：横浜市庁舎（オンライン併用）

議事概要：

1. 緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止～自然災害や感染症拡大時における消費者の安全安心を確保する体制の構築～」について
2. 令和4年度横浜市消費者教育推進計画について

#### <第4回>

日 時：令和4年3月17日（木） 10：30～12：00

場 所：横浜市庁舎（オンライン併用）

議事概要：

1. 令和3年度横浜市消費者教育推進計画について
2. 緊急時における消費生活相談の状況について
3. 第12次審議会意見書に基づく取組報告について

## ホ. 鎌倉市

### ・鎌倉市消費生活委員会

鎌倉市長の諮問機関として設置され、学識者、市民、商工業者、消費者団体等の委員で構成されている。同市の依頼で当協会の事務局長が委員として出席している。なお、コロナ情勢の変化で開催が中止となったため本年度の会合はなかった。

## 3) 行政・関係団体の会議等への参加

### ○行政機関

#### ・企業におけるサプライチェーンのサイバーセキュリティ対策に関するアンケート調査 (経済産業省)

経済産業省からの依頼を受け、当協会から会員会社に対し、表記調査の趣旨及び回答協力につき連絡した。同調査の対象は、業種等を指定した上で無作為に抽出した約1万社で、各社のサイバーセキュリティ部門の担当者が回答することとなる。

(調査の背景、目的)

昨今、サイバー攻撃の高度化・巧妙化により、サプライチェーン上の対策が進んでいない取引先の中小企業、グループ子会社、海外拠点等を踏み台とした大企業のネットワークへの侵入や情報漏えいなどが観測されており、取引先企業を含むサプライチェーンのサイバーセキュリティ対策が重要となっている。こうした背景から、同省は、企業におけるサプライチェーンのサイバーセキュリティ対策を促進するため、企業から取引先等へのセキュリティ対策要請の実態、課題、優良事例等や、サイバー攻撃の被害情報の共有のあり方について調査を実施しており、その一環として、本調査を実施することになった。

本調査の結果は、同省が企業等におけるサプライチェーンのセキュリティ対策強化に向けた各種施策を企画・立案するための情報として、適切に利用される。回答結果は、特徴的な事例について個別のヒアリング対象を選定するために利用し、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはない。

#### ・京都府消費生活条例施行規則の一部改正に係る説明会（京都府）

開催日：令和3年4月22日（木）

場 所：京都テルサ東館2階第2セミナー室（オンライン併用）

議事概要：

本説明会は、会場又はオンラインのいずれかの選択制になっていたのが当協会はオンラインで参加した。当日は、京都府消費生活条例施行規則の一部改正について、条例の概要、施行規則の改正内容の説明があり、質疑応答は会場参加者に限定し行われた。今回の施行規則の改正の内容は、消費者契約法の平成28年改正、平成30年改正と、特定商取引法の平成28年改正にあわせるべく、施行規則別表の不当な取引行為の一部を改正（令和3年4月1日施行）した、というものである。

### ・令和3年度 事業者向けコンプライアンス講習会（東京都）

開催日：令和3年11月18日（木）

方 法：オンライン

議事概要：

東京都主催の事業者向けコンプライアンス講習会に職員が参加した。この講習会は、都内の事業者を対象に毎年実施されており、特定商取引法や景品表示法について弁護士等が解説を行う。今回はオンラインによる配信を視聴する形式で開催された。内容は以下のとおりである。

Aコース：特定商取引法（通信販売）

Bコース：特定商取引法（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供）

Cコース：景品表示法

### ・九州経済産業局セミナー（経済産業省九州経済産業局）

開催日：令和2年11月25日（水）

場 所：鎌倉市役所本庁舎

議事概要：

九州経済産業局主催の事業者向けセミナーに参加した。このセミナーは、消費市場において健全な事業活動を行う事業者を支援する目的で開催された。当日は近年の消費者と事業者間のコミュニケーションの傾向や、企業における消費者対応等の取組事例の紹介があった。テーマ及び講師は次の通りである。

1. 開会挨拶 九州経済産業局 産業部長 原 正 氏

2. セミナー及び取組趣旨説明

3. 講演「消費者・事業者間のコミュニケーションについて」

経済産業省 商務・情報サービスグループ消費経済企画室 室長 降井 寮治 氏

4. 取組事例紹介

事例1：霧島酒造(株)品質保証部お客様相談室 室長 谷口 幸子 氏

事例2：(株)シアーズホーム CS推進部 CS企画課 主任 上野 威史 氏

### ・高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会報告書（東京都）

東京都では、都民が年齢を重ねても、買い物や交通・金融機関等の利用を行いながら、地域で安心して生活が継続できるよう、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」を設置、検討を行った。令和4年2月に公表された報告書では、当協会の自主的取組が紹介された。

### ○賛助会員主催の各種セミナー

賛助会員主催による各種のセミナーには依頼があれば積極的に参加した。

東京エ디션虎ノ門オンラインホテルツアー（5月13日）、マリオネット国際ナショナルと共にーイベントの新しい未来ー（9月1日）、オンラインセミナー「改正個人情報保護法施行まで残り半年。これからの企業に求められるプライバシー対策と危機管理広報に関する備え」（9月2日）。

## ○関係団体

### イ. (一財) 日本産業協会

(一財) 日本産業協会の評議員として当協会の専務理事が出席している。本年度の出席は書面決議を含め2回である。

### ロ. (公社) 日本通信販売協会

日本通信販売協会の理事として当協会の専務理事が出席している。本年度の出席は書面決議を含め5回である。

### ハ. 10団体連絡協議会

10団体連絡協議会は、特定商取引の関連団体が相互に情報共有することで自主的取組の向上を目指し平成28年11月に発足して以来活動を続けている。特商法に位置づけられている当協会及び日本通信販売協会の両事務局は、開催の諸準備を行う幹事団体の役を担っている。

本年度はコロナ禍の影響により1回のみで開催となった。構成団体は、日本新聞協会、日本新聞販売協会、日本自動車販売協会連合会、太陽光発電協会、全日本冠婚葬祭互助協会、日本訪問販売協会、全国発酵乳乳酸菌飲料協会、日本通信販売協会、日本コールセンター協会、全国LPガス協会。オブザーバーとして毎回、経済産業省消費経済企画室担当官が出席している。

#### <第14回>

日 時：令和3年 9月24日(金) 14:00～15:30

場 所：オンライン

議事概要：

1. 改正特定商取引法・預託法について(消費者庁取引対策課)
2. 質疑応答
3. 情報交換(行政動向、各団体の活動の近況等)

### 二. (一社) シニア消費者見守り倶楽部

同団体は、認知症や認知機能障害に関連する消費者トラブルを防止するため、消費生活相談員や企業の実務担当者等が現場で使用できるハンドブック等を作成するための調査研究を実施している。その一環として、当協会の会員事業者からも消費者相談の現状等についてヒアリングをさせて欲しい旨の依頼を受けた。本事業は国の主管のもとで同団体や大学教員なども参画していることから、社会貢献の一環として対応することとした。この趣旨に賛同した会員企業3社の協力が得られ、消費者庁によって後日ヒアリングが行われた。ヒアリング先は当協会のほかACAPなどの複数の関係団体が選定されているとのこと。当協会が候補として選定された理由は、当協会及び会員がいち早く高齢者保護に対する自主的な取組みを実施していたことが評価された。

### 4) WFDSA(訪問販売協会世界連盟)との情報連絡及び連携

当協会は発足当初よりWFDSAに加盟し、各国相互の情報交流をすすめてきた。その

目的は業界の自主規制の促進にあり、現在、同連盟には日本を含め62カ国・地域の訪問販売協会が加盟し活動を続けている。

本年度においても当協会より定期統計データを提供した。また、昨年より延期されていた第16回訪問販売協会世界大会は、令和3年10月にタイ・バンコックでオンラインにより開かれ日本からは14名が参加した。この世界大会の様子は季刊ダイレクトセリング新春号に掲載し全会員と共有した。

(第16回世界大会)

開催日：令和3年10月6日(水)～7日(木) 両日とも10:00～15:00(日本時間)

場 所：タイ・バンコック(オンライン方式)

議事概要：

WFDSA(訪問販売協会世界連盟)が3年に一度開催する訪問販売業界の世界規模の国際会議である。コロナ禍で昨年10月に延期され1年後の今回、完全オンラインで開催される運びとなった。参加者人数1273名、参加国数49か国、参加企業数261社。日本からの参加者は14名(うち2名は英和同時通訳者)である。当会は本大会の開催に先駆けて、9月27日に同時通訳者2名とともに当会会議室において、タイDSA事務局と連携し同時通訳オンラインのシステムチェックを行った。これにより、日本からの参加者に対し、問題なくオンラインにより英日同時通訳サービスの提供ができることを確認した。

大会の内容は、1日目は、①タイDSA 第16回WFDSA世界大会実行委員会委員長スチャダ・テエラヴァキラクルによる歓迎スピーチ、②タイ王国シリントーン王女殿下による公式挨拶、③WFDSA事務局長タムナ・ガビライアによる歓迎スピーチ、④WFDSA会長ロジャー・バーネットによる基調講演、⑤CEOパネル-ダイレクトセリング業界の再構築・再開発・再定義、⑥コロナ後の世界における課題と機会と新しい世界のための新しいルール、⑦ダイレクトセリング業界に影響を与える消費者動向。

また、2日目は、⑧ダイレクトセリング業界における世界の規制動向と課題、⑨デジタル化とダイレクトセリングの未来、⑩Salesforce CEO マーク・ベニオフ氏へのインタビュー、⑪販売の現代における収入獲得機会を探している人々のための競争。最後に行われたアワードについては、WFDSA life time achievement 賞をダグ・デヴォス氏(元アムウェイCEO、WFDSA元会長)が受賞。この賞は、人生の大半をダイレクトセリングに捧げ、業界のアンバサダーとして活躍した人物に授与される荣誉ある章であると言われている。次回は2023年にドバイで開催される。

## 5) 業界基礎データ収集・提供及び調査事業等

### ・会員概要調査及び訪問販売業界売上高推計値の公表

会員概要調査は、会員の基礎データの更新と訪問販売業界売上高の把握を目的に毎年実施している。調査項目は訪問販売売上高や販売員数及び雇用形態等である。

本年度は、正会員115社を対象に調査を実施した。収集した会員売上高を基に推計した訪問販売業界売上高(令和2年度)は、15,638億円(前年度比-4.97%)となった。ちなみに前年度(令和元年度)は17,032億円(-3.39%)であった。

なお、この売上高推計値には、自動車・医薬品・生命保険・新聞・電気・ガス・百貨店の外商部門等の訪問販売の売上高は含まない。公表は令和3年12月15日に当協会のホームページを通じて行った。

#### 【概観】

2020年度の業界売上高推計は前年度比-4.97%となり、19年度の-3.39%に比較して減少幅が広がった。2019年10月の消費税率10%引上げに続き、当該年度は、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大による長期の活動自粛などが大きく影響したものと推測される。小売業全体の販売額も前年度比で2.8%の減となり、前年の0.1%減に比べ、やはり減少幅が広がった。訪問販売の場合、コロナ禍のもと対面対応が難しいという一面もあるが、逆に在宅率が高まり商品需要が高まった商材やオンラインを活用して販路が広がられたという声もある。

また、会員売上を商品別動向で見ると明暗が分かれた格好となった。マイナスとなった商品は、化粧品15.4%減、学習教材11.4%減、下着7.4%減、浄水器・整水器等6.58%減。プラスとなったのは健康食品8.8%増、住宅リフォーム3.9%増、空気清浄機・加湿器53.6%増、ミシン・編機34.5%増、台所用換気扇・換気扇フィルター15.8%増など。

### Ⅲ. 会議・名簿等

#### 1. 会議一覧

##### (1) 通常総会

第42回通常総会の開催日時及び会場、議題は次の通りである。なお、開催にあたり新型コロナウイルス感染症拡大防止の事前対策として入場制限（1社1名の出席又は委任状の提出）の協力を依頼するとともに当日は会場入口での検温、マスク着用の徹底、ソーシャルディスタンスを確保するための座席の設定等を実施した。また、総会後の恒例の懇親会は中止した。

日 時：令和3年6月16日（水） 14：30～15：15

場 所：フォレストテラス明治神宮

議事次第：

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長挨拶
4. 議事録署名人の選任
5. 議案審議

＜審議事項＞

第1号議案 令和2年度貸借対照表、損益計算書及びそれらの附属明細書、財産目録に関する件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件

＜報告事項＞

1. 令和2年度事業報告書及びその附属明細書について
2. 令和3年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込について

6. 閉会の辞

##### (2) 理事会

理事会を下記の通り第195回から第200回まで6回開催した。

##### ・第195回理事会

日 時：令和3年5月19日（水） 15：00～16：00

場 所：ホテルウィングインターナショナルプレミアム東京四谷（オンライン併用）

議 題：

＜審議事項＞

1. 令和2年度事業報告書及び決算関係書類について
  - ・事業報告書及びその附属明細書
  - ・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにそれらの附属明細書
  - ・財産目録
2. 入会申出者について
3. 任期満了に伴う総務・広報・消費者問題及び倫理審査の委員候補について

4. 優良活動表彰選考委員会委員の追加について

<報告事項>

1. J社に係る救済基金申請事案の処理状況等について
2. 第42回通常総会提出議題等について

・第196回理事会

日 時：令和3年6月16日(水) 15:20～15:35

場 所：フォレストテラス明治神宮（オンライン併用）

議 題：

- (1) 会長及び副会長、専務理事の選出並びに顧問の委嘱等について
- (2) 新規入会申出者について
- (3) ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改定案について

・第197回理事会

日 時：令和3年8月23日（木）～令和3年9月3日（金）

場 所：決議の省略

議 題：

元正会員ジャパンライフ社に係る救済基金給付の申請事案を「消費者救済に係る審査委員会」へ付託することの承認について

・第198回理事会

日 時：令和3年10月20日（水） 15:00～16:00

場 所：ホテルウィングインターナショナルプレミアム東京四谷（オンライン併用）

議 題：

審議事項

- (1) 優良活動表彰選考委員会による令和3年度表彰対象活動の選考結果について
- (2) ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定案について
- (3) 新規入会申出者について

報告事項

- (1) 代表理事及び業務執行理事による業務報告について
- (2) J社に係る消費者救済基金申請事案の処理状況等の報告について
- (3) 令和4年の新年行事について
  - ・消費者志向経営フォーラムの開催
  - ・令和3年度消費者志向優良活動表彰式の開催
- (4) 改正特定商取引法の公布後の動向について
- (5) 各種の自主行動基準の改正の検討について
- (6) 第16回訪問販売協会世界大会の開催の状況について

・第199回理事会

日 時：令和4年1月14日（金） 13：15～13：35

場 所：明治記念館（オンライン併用）

議 題：

審議事項

(1) ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定案について

(2) 入会申出者について

報告事項

(1) 令和3年度正味財産増減計算書（決算見込）について

(2) 自主行動基準改正の検討状況－改正案に対する意見募集の実施について－

(3) その他報告事項

・第200回理事会

日 時：令和4年3月16日（水） 15：00～16：00

場 所：ホテルウィングインターナショナルプレミアム東京四谷（オンライン併用）

議 題：

審議事項

(1) 令和4年度事業計画案及び収支予算案について

(2) 各種自主行動基準の改正案及び意見募集の結果について

(3) 第43回通常総会の開催日等について

報告事項

(1) 総務・広報・消費者問題委員会の各委員会等の活動状況について

(2) 改正特定商取引法の動向について

(3) その他報告事項

・今後の会議スケジュール 等

**(3) 監事会**

令和3年5月17日（月）に開催し、令和2年度事業報告書及び貸借対照表、損益計算書、財産目録等の関係資料を監査し監査報告書を作成した。

**(4) 委員会**

**[総務委員会]**

総務委員会は、理事会のもとに設置された専門委員会の一つで、当協会の事業全般に係る企画立案を主たる業務としている。本年度は第145回から第151回まで7回開催した。

各回の議題は次の通りである。

・第145回総務委員会

日 時：令和3年5月18日（火） 15：30～17：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

第195回理事会の提出議題について

審議事項

1. 令和2年度事業報告書及び決算関係書類について
  - ・事業報告書及びその附属明細書
  - ・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにそれらの附属明細書
  - ・財産目録
2. 入会申出者について
3. 任期満了に伴う総務・広報・消費者問題及び倫理審査の委員候補について
4. 優良活動表彰選考委員会委員の追加について

報告事項

1. J社に係る救済基金申請事案の処理状況等について
2. 第42回通常総会提出議題等について

・第146回総務委員会

日 時：令和3年6月4日（金）～令和3年6月11日（金）

場 所：決議の省略

議 題：

1. 新規入会申出者について
2. ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改定案について

・第147回総務委員会

日 時：令和3年8月4日（水）～令和3年8月11日（水）

場 所：決議の省略

議 題：

総務委員会の正副委員長の選出について

・第148回総務委員会

日 時：令和3年8月17日（火） 15：00～16：30

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

第197回理事会の提出議題について

1. 元正会員ジャパンライフ社の消費者救済基金に係る申請事案を「消費者救済に係る審査委員会」へ付託することの承認等について
2. 改正特定商取引法の契約書面等の電子化に関する意見交換について

・第149回総務委員会

日 時：令和3年10月15日（金） 14：00～15：30

方 法：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

## 1. 第198回理事会の提出議題について

### (審議事項)

- (1) 優良活動表彰選考委員会による令和3年度表彰対象活動の選考結果について
- (2) ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定案について
- (3) 新規入会申出者について

### (報告事項)

- (1) 代表理事及び業務執行理事による業務報告について
- (2) J社に係る消費者救済基金申請事案の処理状況等の報告について
- (3) 令和4年の新年行事について
  - ・消費者志向経営フォーラムの開催
  - ・令和3年度消費者志向優良活動表彰式の開催
- (4) 改正特定商取引法の公布後の動向について
- (5) 各種の自主行動基準の改正の検討について
- (6) 第16回訪問販売協会世界大会の開催の状況について ほか

## 2. 各種の自主行動基準の改正の検討について

### [広報委員会]

広報委員会は、理事会のもとに設置された専門委員会の一つで協会の広報及び海外との情報交換に係ることの検討を主たる業務としている。本年度は第162回から第165回まで4回開催した。

#### ・第162回広報委員会

日 時：令和3年6月24日（木） 14：00～16：00

場 所：(公社) 日本訪問販売協会（オンライン併用）

#### 議 題：

1. 正副委員長の選出について
2. 季刊ダイレクトセリングの発行の概要について
3. 季刊ダイレクトセリングの21年夏号の進捗報告と次号の特集テーマについて
4. その他報告事項
  - ・改正特商法、自治体条例等の動き
  - ・協会の諸活動、次回の委員会 他

#### ・第163回広報委員会

日 時：令和3年9月28日（火） 14：00～16：00

場 所：(公社) 日本訪問販売協会（オンライン併用）

#### 議 題：

1. 季刊ダイレクトセリング2021秋号（156）の編集状況の報告について
2. 季刊ダイレクトセリング2022新春号（157）の特集記事の決定について
3. 令和4年度新年行事「消費者志向経営推進フォーラム」企画書（報告）について
4. 報告事項

- ・改正特商法の契約書面の電子化の動向について
- ・その他協会の諸事業について

・第164回広報委員会

日 時：令和3年12月15日（水） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

1. 季刊ダイレクトセリング2022新年号（157）の編集状況の報告について
2. 季刊ダイレクトセリング2022春号（158）の特集記事の内容等の決定について
3. その他報告事項
  - ・各種自主行動基準の改正に係る検討について
  - ・令和4年新年行事について
  - ・令和2年度訪問販売売上高の推計値（速報） 他

・第165回広報委員会

日 時：令和4年3月3日（水） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

1. 季刊ダイレクトセリング2022春号（158）の編集状況の報告について
2. 季刊ダイレクトセリング2022春号（159）の特集記事等の決定について
3. 令和3年度事業報告概要及び令和4年度事業計画素案の検討状況の報告について
4. 改正特商法の動向等の報告について

**〔消費者問題委員会〕**

消費者問題委員会は、理事会のもとに設置された専門委員会の一つで消費者問題全般に係る事項等の検討を主たる業務としている。本年度は、第132回から第135回まで4回開催した。

・第132回消費者問題委員会

日 時：令和3年4月22日（木）

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

1. 第131回消費者相談担当者講習会の企画について
2. 2020年度消費者相談室レポート③④（2020年10月～2022年3月）の発行について
3. 行政動向等  
（公社）日本訪問販売協会の平成3年度消費者志向優良活動表彰事業／京都府条例の改正動向／特商法の改正法案の動き ほか
4. 事例研究
5. その他（次回委員会の日程）

・第133回消費者問題委員会

日 時：令和3年7月29日（木） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

1. 正副委員長の選出等について
2. 第132回消費者相談担当者講習会の企画について
3. 2021年度消費者相談室レポート①（2021年4月～6月）の発行について
4. 行政動向等 改正特商法の動向 ほか
5. 事例研究
6. その他 次回委員会の日程

・第134回消費者問題委員会

日 時：令和3年10月28日（木） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

1. 第133回消費者相談担当者講習会の企画について
2. 2021年度消費者相談室レポート②（2021年7月～9月）について
3. 行政動向等
4. 事例研究
5. その他（次回委員会の日程）

・第135回消費者問題委員会

日 時：令和4年1月26日（水） 14：00～16：00

場 所：（公社）日本訪問販売協会（オンライン併用）

議 題：

1. 第134回消費者相談担当者講習会の企画について
2. 2021年度消費者相談室レポート③（2021年10月～12月）について
3. 行政動向
4. 事例研究
5. その他（次回委員会の日程）

**〔消費者救済に係る審査委員会〕**

消費者救済の基金に関する審査を行うことを任務とする委員会である。本年度は5回（予備審査等を含む）開催した。

令和3年度 主な会議等一覧（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

会議 等	日時	主な内容
季刊ダイレクトセリング154号	4月 1日	1. 経済産業省消費経済企画室長取材 2. 40周年記念講演会 3. ダイレクトセリングQ&A
DS消費者志向優良活動表彰 募集開始	4月12日	制度発足後、初の募集開始。締切日は8月末
(公社)日本通信販売協会 第27回(通算191回)理事会 (決議の省略)	4月12日	役員等のために締結している保険契約の更新について
消費者問題委員会 正副委員長会	4月22日	第132回消費者問題委員会の議事内容及び進行についての事前協議
京都府 改正条例施行規則説明会 (オンライン)	4月22日	消費生活安全条例の不当取引行為の一部改正について(令和3年4月1日施行)
第132回消費者問題委員会	4月22日	1. 第131回消費者相談担当者講習会の企画について 2. 2020年度消費者相談室レポート③④の作成発行について 3. 行政動向等 ・優良表彰事業 ・京都府条例の改正動向 ・特商法の改正法案の動き 4. 事例研究
消費者相談室レポート	4月28日	消費者相談室レポート(2020年度第3期及び4期発行)
会員お知らせ	4月28日	出勤者数削減に関する実施状況の公表について(お知らせ)
京都府 訪問販売協会ヒアリング (オンライン)	5月13日	訪問販売お断りステッカーについて
東京エディション虎ノ門オンライン ホテルツアー(オンライン)	5月13日	賛助会員主催のイベント
会長打合せ	5月14日	1. 令和2年度事業報告書及び決算書類の作成について 2. 第145回理事会の議事運営について

監事会	5月17日	1. 令和2年度事業報告書及び決算書類等 2. 伝票帳票類
総務委員会 正副委員長会	5月18日	第145回総務委員会の議事内容の事前協議
第145回総務委員会	5月18日	第195回理事会の事前協議
第195回理事会	5月19日	1. 令和2年度事業報告書及び貸借対照表、損益計算書、財産目録等の関係資料について 2. 入会申出者について 3. 総務・広報・消費者問題、倫理審査の各委員会の委員候補について
インボイス制度（適格請求書保存方式）説明会	5月26日	消費税の仕入れ税額控除とインボイス制度の概要と課題について
会員お知らせ	5月27日	新型コロナウイルス感染症に伴う緊急調査（3回目）
横浜市 第13次第2回消費生活審議会	5月28日	1. 令和3年度横浜市消費者教育推進計画について 2. 緊急時における消費生活相談の状況について 3. 第12次審議会意見書に基づく取組報告について
会員お知らせ	6月1日	新型コロナワクチンの企業による職域接種に関するアンケートのお願い
会長打合せ	6月8日	第42回通常総会並びに第196回理事会の事前協議
会員お知らせ	6月11日	職域接種に関する連絡
第146回総務委員会 （書面決議）	6月11日	1. 新規入会申出者について 2. 新型コロナウイルスガイドライン改定案
第42回通常総会	6月16日	1. 令和2年度収支決算書類について 2. 任期満了に伴う役員改選について 3. その他報告事項
第196回理事会	6月16日	1. 正副会長及び専務理事等の役職者の選出 2. 新規入会申出者について 3. 新型コロナウイルスガイドラインについて

改正特定商取引法・預託法の公布について	6月17日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪販等の取引において契約書面等の電磁的交付が可能となること</li> <li>2. 消費者がクーリング・オフ通知を電磁的方法により行うことが可能となること等</li> </ol>
改定・ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの施行	6月18日	<p>下記事項を追加</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染リスクが高まる5つの場面についての注意喚起を追加</li> <li>2. こまめな換気の実例と乾燥について留意する旨を追加</li> <li>3. 一定条件の下でハンドドライヤーを使用可とする旨を追加</li> <li>4. 飛沫防止の亚克力板の利用を推奨する旨を追加</li> <li>5. 接触確認アプリ（COCOA）等の利用を推奨する規定を追加</li> </ol>
山口県 相談員オンライン研修 (オンライン)	6月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問販売協会の自主的取組み</li> <li>2. 訪問販売業界の現状</li> <li>3. トラブル事例と対応 (公社) 日本訪問販売協会事務局長</li> </ol>
第131回消費者相談担当者講習会 (オンライン)	6月21日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過量販売被害を考える —東京都消費者被害救済委員会の事例から— 東京経済大学現代法学部教授・弁護士 村千鶴子 氏</li> <li>2. 事例研究—クーリング・オフ、訪販及び連鎖の書面— 弁護士 高芝利仁 氏</li> </ol>
会員お知らせ	6月23日	第5回女性支援及びCSR社会貢献活動に関する調査
第162回広報委員会 (オンライン併用)	6月24日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正副委員長の選出について</li> <li>2. 季刊ダイレクトセリング</li> <li>3. 21年夏号の進捗報告と次号の特集テーマについて</li> <li>4. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正特商法の動向</li> <li>・京都府によるお断りステッカーの動き</li> </ul> </li> </ol>
会員お知らせ	6月24日	改正特定商取引法新旧対照条文表について
住宅リフォーム懇談会 (オンライン)	6月29日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開催趣旨説明</li> <li>2. 消費者相談室の事例紹介</li> <li>3. 意見交換</li> </ol>

季刊ダイレクトセリング155号	7月1日	1. コロナ禍で加速する企業のソーシャルメディア、SNS活用のメリットと注意点 シエンプレ(株) 桑江令 氏 2. ダイレクトセリングQ&A 弁護士 高芝利仁 氏 3. 協会インフォメーション
DS消費者志向優良活動表彰選考委員会 事前説明会	7月2日	1. 表彰選考委員顔合わせ 2. 表彰制度の概要説明 3. 今後のスケジュール
令和3年度 第1回弁護士電話相談会 (オンライン)	7月14日	会員の担当者からの法律相談
会員セミナー ダイバーシティとSDGsを学ぶ (オンライン)	7月26日	1. SDGsにも繋がるダイバーシティ(経営)マネジメントのメリット 柴田CSマネジメント(株)柴田純男 氏 2. SDGs我が社の取組み LVSインターナショナルジャパン(株) 河野愛 氏
消費者救済に係る審査委員会報告会	7月27日	申請書類の確認作業の進捗状況等について
第18回広告表示研究会 (オンライン)	7月28日	1. 広告を取り巻く行政・業界動向 2. 食品の電話対応による説明時の留意点
第133回消費者問題委員会 (オンライン併用)	7月29日	1. 正副委員長の選出等について 2. 第132回消費者相談担当者講習会の企画について 3. 2021年度消費者相談室レポート①について 4. 報告事項 改正特商法の動向 5. 事例研究
消費者庁 第1回特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 (オンライン)	7月30日	1. 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会の検討事項 2. WTの設置 3. 検討スケジュール
改正特定商取引法説明会 (オンライン)	8月6日	改正特定商取引法及び改正預託法の概要 消費者庁取引対策課課長補佐 志賀明 氏
総務委員会正副委員長会 (オンライン併用)	8月17日	第148回総務委員会の議事の事前協議
第148回総務委員会 (オンライン併用)	8月17日	1. 第197回理事会の議題について (1) 元正会員J社の消費者救済に係る審査委員会への付託について

		(2) 改正特商法の契約書面等の電子化に関する意見交換
会長打合せ (オンライン)	8月20日	第197回理事会の開催方法について
九州経済産業局 事業者向けセミナー (オンライン)	8月24日	1. 消費者・事業者のコミュニケーション 経産省消費経済企画室長 降井寮治 氏 2. 事例研究 ・霧島酒造(株)品質保証部お客様相談室長 谷口幸子 氏 ・(株)シアーズホームCS推進部主任 上野威史 氏
特定継続的役務提供の会員事業者懇談会 (オンライン)	8月26日	当該会員事業者の苦情相談の概要とその対応策について
消費者庁 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 第1回ワーキングチーム会合 (オンライン)	8月31日	今回は下記3団体のヒアリングを実施 ①(一財)日本消費者協会 ②(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ③主婦連合会
賛助会員主催イベント (オンライン)	9月1日	マリオットインターナショナルと共に ー旅行とイベントの新しい未来ー
賛助会員主催セミナー (オンライン)	9月2日	改正個人情報保護法について
第197回理事会 (決議の省略)	9月3日	消費者救済に係る審査委員会への受理事案(候補も含む)の審査の付託について
野洲市 事業者研修会開催の打合せ (オンライン)	9月10日	11月開催の野洲市登録事業者研修講座の内容について
DS消費者志向優良活動表彰選考委員会	9月13日	1. 事務局報告 2. 委員長選出 3. 企業ヒアリング 4. 選考
第8回消費者救済に係る審査委員会	9月14日	1. 受理事案候補等の内容再確認 2. その他報告事項
第132回消費者相談担当者講習会 (オンライン)	9月22日	1. 景表法における表示規制と近年の摘発事例ー担当者が注意すべき点ー 弁護士 松田知丈 氏 弁護士 大滝晴香 氏

		2. 令和3年・改正特定商取引法一書面の電子提供の承諾と提供の在り方の論点等について 弁護士 高芝利仁 氏
第14回10団体連絡協議会 (オンライン)	9月24日	1. 改正特定商取引法の概要 2. 各団体との意見交換
消費者庁 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 第2回ワーキングチーム会合 (オンライン)	9月27日	今回は下記4団体等のヒアリングを実施 ①(公社)全国消費生活相談員協会 ②(公社)日本訪問販売協会 ③高芝法律事務所 ④日本弁護士連合会
タイ訪問販売協会世界大会事務局 打合せ (オンライン)	9月27日	第16回訪問販売協会世界大会の英和同時通訳機能のシステムチェック
広報委員会正副委員長会 (オンライン併用)	9月28日	第163回広報委員会の事前協議
第163回広報委員会 (オンライン併用)	9月28日	1. 季刊ダイレクトセリング秋号の編集作業 2. 季刊ダイレクトセリング新年号の記事 3. 消費者志向経営フォーラムの開催 4. 報告事項 ・契約書面の電子化の動向 ・協会の諸事業について
(一社)日本新聞協会 新聞販売法制研究会	9月29日	訪問販売お断りステッカー規制に対する過去の対応状況と基本的考え方 (公社)日本訪問販売協会専務理事
WFDSA 第16回訪問販売協会世界大会 (オンライン)	10月 6日 ~ 7日	1. CEOパネル-ダイレクトセリング業界の再構築、再開発、再定義 2. コロナ後の世界における課題と機会：新しい世界のための新しいルール 3. ダイレクトセリング業界に影響を与える消費者動向 4. ダイレクトセリング業界における世界の規制動向と課題 5. デジタル化とダイレクトセリングの未来 6. Salesforce CEO マーク・ベニオフ氏へのインタビュー 6. 販売の現代における収入獲得機会を探している人々のための競争
季刊ダイレクトセリング156号	10月 1日	1. ダイバーシティとSDGsを学ぶ ・SDGsに繋がるダイバーシティのメリット 柴田CSマネジメント(株)



		(公社) 日本訪問販売協会事務局長
消費者庁 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 第3回ワーキングチーム会合 (オンライン)	10月27日	下記3団体のヒアリング ① (一社) 日本経済団体連合会 ② (一社) 全国消費者団体連絡会 ③ (独法) 国民生活センター
消費者問題委員会正副委員長会 (オンライン)	10月28日	第134回消費者問題委員会の事前協議
第134回消費者問題委員会 (オンライン)	10月28日	1. 副委員長の増員について 2. 第133回消費者相談担当者講習会の企画について 3. 2021年度消費者相談室リポート② (2021年7月1日~2021年9月30日)の発行について 4. 報告事項 (行政動向等) 5. 事例研究
横浜市 第13次第3回横浜市消費生活審議会 (オンライン)	10月29日	1. 緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止ー自然災害や感染症拡大時における消費者の安全安心を確保する体制の構築ー 2. 令和4年度横浜市消費者教育推進計画について
第7回消費者救済に係る審査委員会	11月4日	1. 受理事案候補等の内容再確認 (予備審査) 2. その他報告事項
神奈川県 「悪質な訪問販売撲滅! 神奈川宣言」に係る意見交換会 (令和3年度)	11月9日	1. 訪問販売に係る消費生活相談の状況 2. 各団体の令和2年度の取組み実績及び令和3年度取組み予定
会員お知らせ	11月9日	特商法施行規則改正案に対する意見募集
(公社) 日本通信販売協会 第29回 (通算193回) 理事会 (オンライン併用)	11月11日	1. コンプライアンス部会設置について 2. JADMAマーク使用規定の修正案について 3. 2021年度中間決算について ほか
会員お知らせ	11月15日	・SNSや所謂マッチングアプリ等を活用した勧誘についての注意喚起 ・当協会の自主行動基準の周知
第18回特定商取引法研究会 (オンライン)	11月17日	インボイス制度の影響と課題について (株)エフアンドエム

東京都 事業者向コンプライアンスセミナー (オンライン)	11月18日	1. 特定商取引法 2. 景品表示法
改正特商法の政令(案)に対する 意見書	11月18日	協会名により消費者庁へ提出
野洲市 事業者セミナー (オンライン)	11月19日	1. 相談状況について 2. 特定商取引法の訪問販売に対する規制の ポイントトラブルを起こさない組織 をいかにつくるかー (公社)日本訪問販売協会専務理事
改正個人情報保護法説明会 (オンライン)	11月24日	改正個人情報保護法の概要とポイント 個人情報保護委員会事務局
福井市 消費者啓発講座	11月25日	業界の現状と消費者トラブルの未然防止策 について (公社)日本訪問販売協会事務局長
会員お知らせ	12月 1日	訪問販売ホットラインのご案内チラシにつ いて
訪問販売員教育指導者資格講座 (東京①)	12月 1日	1. 講座 ・ 特定商取引法の知識 ・ 指導管理者として ・ 訪問販売協会の自主行動基準 2. 試験 特定商取引法
訪問販売員教育指導者資格講座 (東京②)	12月 3日	1. 講座 ・ 特定商取引法の知識 ・ 指導管理者として ・ 訪問販売協会の自主行動基準 2. 試験 特定商取引法
第8回消費者救済に係る審査委員会	12月 6日	1. 受理事案候補等の内容再確認 2. その他報告事項
訪問販売員教育指導者資格講座 (大阪)	12月 9日	1. 講座 ・ 特定商取引法の知識 ・ 指導管理者として ・ 訪問販売協会の自主行動基準 2. 試験 特定商取引法
令和2年度の訪問販売売上高公表	12月15日	2020(令和2)年度の訪問販売業界の 売上高推計値の公表

広報委員会正副委員長会 (オンライン併用)	12月15日	第164回広報委員会議事運営等について
第164回広報委員会 (オンライン併用)	12月15日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 季刊DS2022 新年号(157)の編集状況の報告について</li> <li>2. 季刊DS2022 春号(158)の特集記事の内容等の決定について</li> <li>3. その他報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種自主行動基準の改正の検討について</li> <li>・令和4年新年行事について</li> <li>・令和2年度訪販売上高の推計値(速報)</li> </ul> </li> </ol>
訪問販売員教育指導者資格講座 (福岡)	12月17日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の知識</li> <li>・指導管理者として</li> <li>・訪問販売協会の自主行動基準</li> </ul> </li> <li>2. 試験 特定商取引法</li> </ol>
総務委員会正副委員長会 (オンライン併用)	12月21日	第150回総務委員会議事運営等について
第150回総務委員会 (オンライン併用)	12月21日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第199回理事会の議題について</li> <li>2. 自主行動基準の改定案に係る会員への意見募集の実施について</li> </ol>
第133回消費者相談担当者講習会 (オンライン)	12月24日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者契約法のポイントと最近の改正論議の動向(60分) (公社)全国消費生活相談員協会 専務理事 坪田 郁子 氏</li> <li>2. 事例研究(90分) <ol style="list-style-type: none"> <li>①前提となるクレジットの審査が通らなかった場合の工事請負契約の扱いの考え方</li> <li>②連鎖販売取引の会員(販売員)が知合いに小売し生じた損害賠償への対応の在り方</li> <li>③10箱まとめ買いなら割引と言われ購入した健康食品のクーリング・オフの考え方 弁護士 高芝利仁 氏</li> </ol> </li> </ol>
会長打合せ (オンライン)	12月27日	第199回理事会議事運営等について
会員お知らせ	1月6日	改正特定商取引法の政省令の公布
第9回消費者救済に係る審査委員会	1月6日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受理事案候補等の内容再確認</li> <li>2. その他報告事項</li> </ol>



		対応クーリング・オフ告知文の作成例の送付について
会員セミナー 環境問題とSDGsを学ぶ (オンライン)	1月24日	1. 気候変動と異常気象の現状と課題 国立環境研究所地球システムリスク 解析研究室 2. SDGs わが社の取り組み マリオットインターナショナル
消費者問題委員会正副委員長会 (オンライン併用)	1月26日	第134回消費者問題委員会議事運営について
第135回消費者問題委員会 (オンライン併用)	1月26日	1. 第134回消費者相談担当者講習会の企画について 2. 2021年度消費者相談室レポート③ (2021年10月～12月)について 3. 報告事項(行政動向等) 4. 事例研究
訪問販売員教育指導者資格講座 再受講(東京①)	2月2日	1. 新規受講で誤答が多かった試験問題 2. 筆記試験
訪問販売員教育指導者資格講座 再受講(東京②)	2月3日	
訪問販売員教育指導者資格講座 再受講(大阪)	2月9日	
消費者庁 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 第6回ワーキングチーム会合 (オンライン)	2月15日	意見聴取 ・(一社)日本リユース業協会 ・日本司法書士会連合会
電話法律相談会	2月15日	会員企業からの法律相談に弁護士が回答
訪問販売員教育指導者資格講座 再受講(福岡)	2月16日	1. 新規受講で誤答が多かった試験問題 2. 筆記試験
第10回消費者救済に係る審査委員会	2月24日	1. 給付可否等に係る審査付託について 2. 今後の審査方針について
会員お知らせ	2月24日	クーリング・オフ告知文に関するQ&Aについて
経済産業省 第3回プライバシーガバナンスセミナー	2月25日	加速するDX時代、プライバシーへの取組を能動的に進めていくにはーコーポレートガ

(オンライン)		バランス・内部統制の観点からのプライバシーガバナンスの実装ー
広報委員会正副委員長会 (オンライン)	3月 3日	第165回広報委員会議事運営について
第165回広報委員会 (オンライン併用)	3月 3日	1. 第165回広報委員会次第 2. 季刊ダイレクトセリング 2022 春号の進捗報告と次号の特集テーマ 3. 令和3年度事業報告概要及び令和4年度事業計画素案 4. 改正特定商取引法(クーリング・オフ行使方法の変更)の動向及びQ&Aの作成、周知について
総務委員会正副委員長会	3月11日	第151回総務委員会の議題及び議事運営について
第151回総務委員会	3月11日	第200回理事会の提出議題について
会長打合せ	3月 8日	第200回理事会の議題及び議事運営について
第200回理事会	3月16日	審議事項 1. 令和4年度事業計画案及び収支予算案について 2. 各種自主行動基準の改正案及び意見募集の結果について 3. 第43回通常総会の開催日等について 報告事項 1. 総務・広報・消費者問題委員会の各委員会等の活動状況について 2. 改正特定商取引法の動向について 3. その他報告事項 ・今後の会議スケジュール 等
横浜市 第13次消費生活審議会(第4回) (オンライン併用開催)	3月17日	議事概要: 令和3年度横浜市消費者教育推進計画、緊急時における消費生活相談の状況、第12次審議会意見書に基づく取組報告
(公社)日本通信販売協会 第30回(通算194回)理事会 (オンライン併用開催)	3月17日	令和4年度事業計画及び収支予算の承認について 等
会員お知らせ	3月17日	各種自主行動基準の改定について

悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言 団体懇談会 （書面開催）	3月22日	宣言の効果測定の方法 等
第134回消費者相談担当者講習会	3月24日	1. 理不尽なカスハラに立ち向かうには 関西大学教授 池内裕美 氏 2. 法令研究 クーリング・オフ制度を巡る事例研究 弁護士 高芝利仁氏
第10回消費者救済に係る審査委員会	3月30日	元正会員会社に係る基金申請の審査等について

(公社) 日本訪問販売協会 役員名簿

令和4年3月31日  
(敬称略・五十音順)

会 長	竹永 美紀	(株)ポーラ	代表取締役社長
副会長	木谷 一彦	フランスベッド販売(株)	代表取締役社長
副会長	中田 博	日本メナード化粧品(株)	常務取締役
副会長	中村 學	ハッピーファミリー(株)	代表取締役社長
副会長	中 陽次	エフエムジー&ミッション(株)	取締役社長
専務理事	大森 俊一		
理 事	饗庭 光夫	マルコ(株)	監査役
理 事	宇野澤 呂幸	三基商事(株)	執行役員
理 事	海田 安夫	(株)ノエビア	代表取締役社長
理 事	木下 浩昭	(株)ジャノメ	常務執行役員
理 事	小林 和則	ニュースキンジャパン(株)	代表取締役社長
理 事	柴田 純男	柴田CSマネジメント(株)	代表取締役
理 事	菅原 功	(一財)日本産業協会	専務理事
理 事	杉山 茂	(公財)日本クレジットカウンセリング協会	専務理事
理 事	高芝 利仁	高芝法律事務所	弁護士
理 事	高杉 茂男	日本シャクリー(株)	代表取締役執行役員社長
理 事	瀧川 照章	オープン化粧品(株)	代表取締役社長
理 事	マーク ディビッドソン	日本アムウェイ(同)	政府・渉外本部ディレクター
理 事	土橋 秀義	(一社)日本クレジット協会	常務理事
理 事	濱野 正治	(株)シャルレ	取締役
理 事	日野原 和夫	(株)丸八真綿販売	代表取締役社長
理 事	藤岡 利義	(株)ダスキン	執行役員
理 事	万場 徹	(公社)日本通信販売協会	専務理事
理 事	水島 忍	(一社)日本ホームヘルス機器協会	常勤顧問
理 事	門間 浩	訪販化粧品工業協会	常務理事
理 事	山崎 朋宏	(株)KTCホールディングス	執行役員
理 事	湯原 孝志	(一社)日本縫製機械工業会	専務理事
監 事	中山 聖仁	(株)アイビー化粧品	取締役経理部長兼経営管理部長
監 事	宮内 征	(株)アサンテ	代表取締役社長

以上29名(理事27名、監事2名)

総務委員会 委員名簿

令和4年3月31日  
(敬称略・順不同)

委員長	水口 英司	(株)ポーラ
副委員長	阿部 明博	フランスベッド販売(株)
〃	新帯 勝弘	日本メナード化粧品(株)
〃	高村 峰成	(株)シャルレ
委員	岡部 計利	三基商事(株)
〃	川崎 和代	(株)ノエビア
〃	久芳 美香	ニュースキンジャパン(株)
〃	小原 信	オープン化粧品(株)
〃	斉藤 秀樹	(株)ジャノメ
〃	高澤 新	日本アムウェイ(同)
〃	野沢 徹	(株)丸八真綿販売
〃	村山 弘之	(株)KTCホールディングス
	以上12名	

広報委員会 委員名簿

令和4年3月31日  
(敬称略・順不同)

委員長	長谷川 慎	(株)ポーラ
副委員長	吉田 友則	(株)エイジアクリエイト
委員	岡部 計利	三基商事(株)
〃	小宮 洋子	(株)アイスター商事
〃	近倉 嘉人	日本メナード化粧品(株)
〃	西岡 佳代	(株)アイビー化粧品
〃	深江 美知人	(株)ジャノメ
	以上7名	

消費者問題委員会 委員名簿

令和4年3月31日  
(敬称略・順不同)

委員長	村上 智浩	(株)NIKKEN
副委員長	田中 真理子	(株)アルソア慧央グループ
副委員長	野沢 徹	(株)丸八真綿販売
委員	祝迫 暁生	(株)KTCホールディングス
〃	梅村 ちあき	日本メナード化粧品(株)
〃	高村 峰成	(株)シャルレ
〃	谷 慎弥	(株)ポーラ
〃	渡仲 克之	(株)アサンテ
〃	中尾 純人	(株)シャンデール
〃	福留 恵美	(株)ノエビア
〃	前田 美智子	(株)CPコスメティクス
〃	山口 宏喜	ハッピーファミリー(株)
〃	吉田 友則	(株)エイジアクリエイト
	以上13名	

倫理管理委員会

令和4年3月31日  
(敬称略・五十音順)

委員	阿部 明博	フランスベッド販売(株)
〃	新帯 勝弘	日本メナード化粧品(株)
〃	谷 慎弥	(株)ポーラ
	以上3名	

倫理審査委員会

令和4年3月31日  
(敬称略・順不同)

委員長	田口 義明	名古屋経済大学 名誉教授
副委員長	高芝 利仁	高芝法律事務所 弁護士
委員	中村 治嵩	中村・椎名法律事務所 弁護士
〃	増田 悦子	(公社)全国消費生活相談員協会 理事長
〃	松岡 萬里野	(一財)日本消費者協会 相談役
	以上5名	

消費者救済に係る審査委員会

令和4年3月31日  
(敬称略・五十音順)

委員長	田口 義明	名古屋経済大学 名誉教授
副委員長	村 千鶴子	東京経済大学現代法学部 教授・弁護士
委員	有山 雅子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
〃	増田 悦子	(公社)全国消費生活相談員協会 理事長
〃	松岡 萬里野	(一財)日本消費者協会 相談役
	以上5名	

会員名簿 (令和4年3月31日現在)

カッコ内は主な取扱商品

正会員 117社

- (株)アイジェクス (浄水器)  
(株)アイスター商事 (化粧品)  
アイドゥー(株) (学習教材)  
アイトップス(株) (学習教材)  
アイビーイー・テクノ(株) (浄水器等)  
(株)アイビー化粧品 (化粧品)  
(株)アサンテ (害虫駆除)  
(株)あすなろ(学習教材)  
(株)アルソア慧央グループ (化粧品)  
アンビット・エナジー・ジャパン(同) (電気)  
E L J ソーラーコーポレーション(株)  
(ソーラーシステム)  
(株)ウイング (健康食品)  
(株)ヴェラーノ (浄水器等)  
ウェルネス研究所(株) (健康食品)  
(株)ウエルネスプラザ (健康食品)  
(株)エイジアクリエイト (学習教材)  
(株)栄美 (健康食品)  
(株)エックスワン (化粧品)  
(株)エバース (浄水器等)  
エフエムジー&ミッション(株) (化粧品)  
オッペン化粧品(株) (化粧品)  
カイアニジャパン(株) (健康食品)  
京セラ(株) (ソーラーシステム)  
(株)グッド (学習教材)  
グランドウェア(株) (ソーラーシステム)  
(株)KTCホールディングス (学習教材)  
(株)高陽社 (健康食品)  
(株)サニックス (住宅リフォーム)  
(株)サミットインターナショナル(下着)  
サンクスアイ(株) (健康食品)  
サンテクレアル(株) (健康食品)  
サンライダー・ジャパン・インク(健康食品)  
(株)365. (住宅設備品)  
三和(株) (24時間風呂)  
(株)サンワハウス (ソーラーシステム)  
CKCコミュニケーションズ(株) (学習教材)  
(株)CPコスメティクス (化粧品)  
(株)ジェノバ (下着)  
シナジーワールドワイド・ジャパン (同) (健康食品)  
シナリー(株) (化粧品)  
ジニーエナジー (同) (電気)  
(株)ジャノメ (ミシン・24時間風呂)  
(株)ジャパンヘルスサミット (健康食品)  
JAPAN HOME WAND(株)  
(住宅リフォーム)  
(株)シャルレ (下着)  
(株)シャンソン化粧品 (化粧品)  
(株)シャンデール (下着)  
ジュビラン(株) (化粧品)  
湘南スターモア化粧品(株) (化粧品)  
新生ホームサービス(株) (住宅リフォーム)  
SHIN-NIKKEN(株) (住宅リフォーム)  
新日本ハウス(株) (住宅リフォーム)  
(株)住居時間 (住宅リフォーム)  
(株)セブテムプロダクツ (化粧品)  
(株)セルフ (健康食品)  
ゾーマ化粧品(株) (化粧品)  
タイセイ(株) (浄水器等)  
(株)ダスキン (清掃用具)  
(株)タップカンパニー (学習教材)  
(株)TIENS JAPAN (健康食品)  
(株)ティプロス (学習教材)  
(株)ティルウィンド (学習教材)  
(株)デスクスタイル(学習教材)  
(株)ナガセビューティケア (化粧品)  
(株)ナチュラループラス (健康食品)  
(株)ナミス (健康食品)  
(株)ナリス化粧品 (化粧品)  
(株)NIKKEN (健康機器)  
(株)日健総本社 (健康食品)  
(株)ニッシンホームテック(住宅リフォーム)  
日本アムウェイ(同) (化粧品)  
日本eリモデル(株) (住宅リフォーム)  
日本シャクリー(株) (健康食品)  
(株)日本直販総本社 (寝具)  
日本ビーエフ(株) (健康食品)  
(株)日本ベスト (美容器具)  
日本メナード化粧品(株) (化粧品)  
ニュースキンジャパン(株) (健康食品・化粧品)  
(株)ニューポート (その他商品)  
ネオライフ(株) (住宅リフォーム)  
(株)ネオライフインターナショナル (健康食品)  
ネッフル(株) (下着)  
(株)ノエビア (化粧品)  
(株)ハーツファミリー (健康食品)  
ハーバライフ・オブ・ジャパン(株) (健康食品)  
パスウェイ(株) (学習教材)

(株)ハッチーニ丸八 (寝具)  
ハッピーファミリー(株) (健康食品)  
(株)はなまるリビング (寝具)  
(株)PM-Japan (健康食品)  
(株)ひのき(学習教材)  
フォーディズ(株) (健康食品)  
扶洋薬品(株) (美容器具)  
フランスベッド販売(株) (寝具)  
(株)プレスコーポレーション (住宅リフォーム)  
(株)ベルセレージュ本社 (化粧品)  
豊凜化粧品(株) (化粧品)  
(株)ポーラ (化粧品)  
(株)マイ・プラン (学習教材)  
マインズ(株) (学習教材)  
マナテックジャパン(同) (健康食品)  
(株)マナビス化粧品 (化粧品)  
マルコ(株) (下着)  
(株)丸八ダイレクト (寝具)  
(株)丸八ハートフル (寝具)  
(株)丸八真綿販売 (寝具)  
三基商事(株) (健康食品)  
(株)みらい住宅開発紀行 (住宅リフォーム)  
ミンクルプロダクツ(株) (化粧品)  
モデーアジャパン(同) (健康食品)  
(株)ヤマノホールディングス (宝石・貴金属)  
ユサナ・ヘルス・サイエンス・ジャパン(同)  
(健康食品)  
(株)リンツコーポレーション (住宅リフォーム)  
(株)ルーニーホールディングス (オール電化)  
(株)ル・シェール (健康食品)  
ロダン&フィールズジャパン(同) (化粧品)  
ワールド・ファミリー(株) (学習教材)

## **賛助会員 (団体) 8 団体**

家庭訪販振興協会  
健康関連取引適正事業団  
(一社)全国直販流通協会  
(一社)日本クレジット協会  
(公社)日本新聞販売協会  
(一社)日本縫製機械工業会  
(一社)日本ホームヘルス機器協会  
訪販化粧品工業協会

## **賛助会員 (企業) 24 社**

(株)AXES Payment (信販)  
(株)アプラス (信販)  
伊藤超短波(株) (製造業)  
SMB Cファイナンスサービス(株) (信販)  
(株)SPサービス (信販)  
(株)エフアンドエム (サービス)  
(株)オリエントコーポレーション (信販)  
九州日本信販(株) (信販)  
(株)クローバー・ネットワーク・コム(情報処理)  
シエンプレ(株) (情報処理)  
CKCネットワーク(株) (教材製造業)  
(株)ジャックス (信販)  
シンガポール政府観光局(官公庁)  
(株)ダブルラック (信販)  
(株)日本ネットワークシステムズ (情報処理)  
(株)日本プラム (信販)  
ネクストエナジー・アンド・リソース(株)  
(太陽光発電製造卸業)  
(株)白寿生科学研究所 (治療器製造業)  
Hilton Grand Vacations Japan(同) (不動産)  
フマキラー・トータルシステム(株) (薬剤)  
プレミア(株) (信販)  
MARINA BAY SANDS PTE. LTD (ホテル運営管理)  
ラグジュアリー・ホテル・インターナショナル・  
ジャパン(株) (ホテル運営管理)  
YKC・システムコンサルティング(株)  
(情報処理)

令和3年度事業報告書には、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第28条第2項に規定する附属明細書は「事業活動の状況の概要のうち重要なもの」が存在しないので、作成していない。

令和4年6月22日  
公益社団法人日本訪問販売協会